

徳島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙における投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

令和五年四月九日執行

徳島県知事選挙投票

候補者氏名

印

注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

9cm

12 cm

備考

- 一 片面印刷とすること。
- 二 用紙はうぐいす色地とし、黒色のインクで印刷すること。
- 三 紙質は、合成紙（点字分は上質紙九十キログラム）とすること。
- 四 投票用紙に押すべき印は、徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）第十八条に定める徳島県選挙管理委員会の印のうち2号の印とし、刷込みとすること。